

# 食品中の放射性物質への対応

## 【これまでの対応】

○ 食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定  
原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定(3/17)

○ 食品中の放射性物質に関する検査  
地方自治体において、放射性物質の検査を開始(3/18)  
(検査実施状況:51,391件、うち暫定規制値超過892件)(11月9日時点)  
現在では、放射性ヨウ素の検出レベルが低下する一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている

○ 暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄  
検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄(3/19～)

○ 食品の出荷制限【原子力災害対策本部】  
検査結果に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示(3/21～)

○ 食品の出荷制限等の解除【原子力災害対策本部】  
解除の条件(放射性セシウム)  
直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて暫定規制値以下

## ＜食品中の放射性物質の暫定規制値＞

核種	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値(ベクレル/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注2)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注1) ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。

注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

## ＜出荷制限の対象となっている食品 (11月9日時点)＞

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、たけのこ、くさそてつ(こごみ)、ウメ、ユズ、クリ、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、アユ(養殖を除く。)、イノシシ肉等 (全域) イカナゴの稚魚、牛肉(7/19～) 注)
茨城県	(一部地域)原木シイタケ(露地・施設栽培)、茶(6/2～)
栃木県	(一部地域)茶(6/2～、7/8～)、原木クリタケ(露地栽培)(全域)牛肉(8/2～) 注)
千葉県	(一部地域)原木シイタケ(露地栽培)、茶(6/2～、7/4～)
神奈川県	(一部地域)茶(6/2～、6/23～、6/27～)
群馬県	(一部地域)茶(6/30～)
宮城県	(全域)牛肉(7/28～) 注)
岩手県	(全域)牛肉(8/1～) 注)

注) 宮城県、福島県、岩手県、栃木県の牛肉に係る出荷制限については、8月25日までに順次、一部解除